

1 剪定枝資源化事業の見直しについて

(説明者：資源循環部長)

(1) 主な意見等

各家庭から排出される剪定枝に対する今後の(資源化の)取り組みは。実施にあたっては、収集区分の見直しや大幅な経費の増加が見込まれる等の課題があり、直ぐの対応は困難であるが、今後、検討していきたい。

事業者が排出する剪定枝についても(清掃工場ではなく)当該施設へ搬入されるよう誘導すべきではないか。

資源化の観点から促進したい。

他の事業者より、同様の内容で事業を行いたいとの相談があった場合は、どのように対応するのか。

→リサイクルシステムが確立されている事業者であることが前提となるが、仮に同等の事業者が現れた場合は、入札により搬入先を決定することとなる。

○現暫定施設の今後の取扱は。

→安全面での対策を講じ、跡地の利用と併せ、今後、検討していくこととなる。

(2) 結 果

原案のとおり承認。